

## 議第238号

## 訴えの提起について

訴えの提起を次のように行う。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

相手方	京都市伏見区深草西浦町八丁目115番地 繁栄産業株式会社
事件の種類	建築物の除却費用及び緊急安全措置費用の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、平成8年6月1日付けで解散し、清算手続を結了しないうちに2名の清算人がいずれも死亡し清算人が存在しない状況にあった。相手方が所有する建築物及びその敷地が著しい管理不全状態にあったことから、本市は、建築基準法に基づく当該建築物の除却及び京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（平成30年6月11日京都市条例第12号による改正前のもの）に基づく緊急安全措置としての樹木の伐採を実施した。これにより本市は、当該建築物の除却に要した費用（4,361,040円）及び緊急安全措置に要した費用（594,000円）について、相手方に請求する権利を取得した。</p> <p>このため、本市は、京都地方裁判所に相手方の清算人の選任の申立てを行い、清算人が選任された後に、相手方に対し、これらの費用の支払を請求したが、相手方は、これに応じなかった。</p> <p>そこで、相手方に対し、これらの費用及びその遅延損害金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

## 提案理由

訴えの提起を行う必要があるので提案する。